

でる順SA 2027

○法改正 & 新法特集

問題編..... p017

法改正 & 新法ナビ..... p048

○問題編

常にでる..... p063

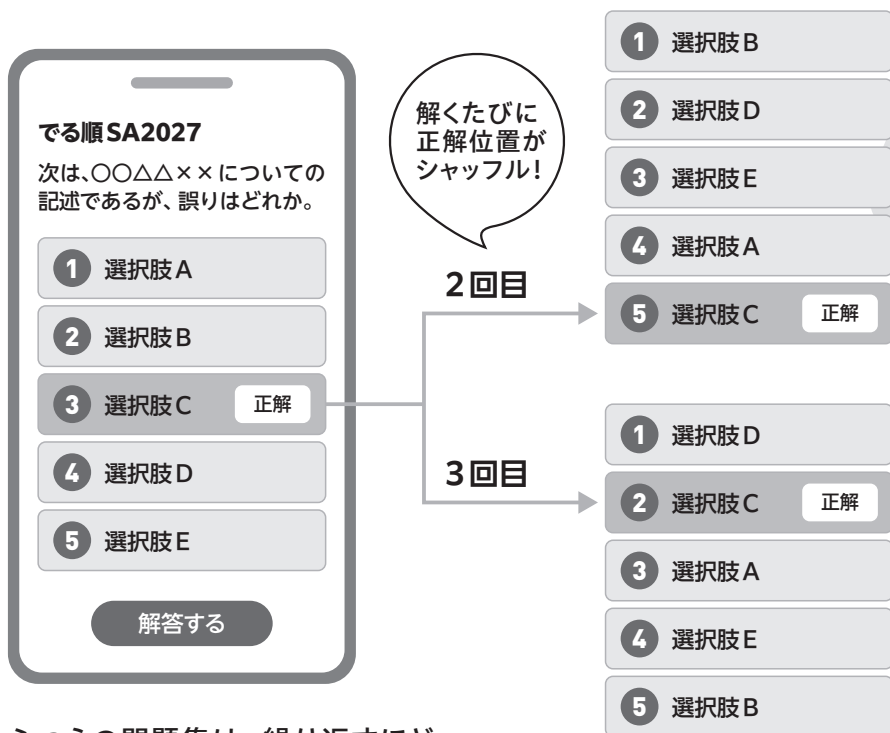
よくでる..... p385

○法学ナビ..... p519

KORON PASSPORT

その正解、 本当の実力ですか？

アプリ「^{KEISATSU}KORON PASSPORT」は
解くたびに正解の位置が毎回変わります。



ふつうの問題集は、繰り返すほど、
内容ではなく答えの位置を覚えてしまいます。
それは知識ではなく、単なる順番の記憶です。

アプリ「^{KEISATSU}KORON PASSPORT」で本当の実力をつけましょう。

KEISATSU

KORON

購入者無料特典

¥0

KEISATSU

KORON PASSPORTを

いますぐダウンロード!



+



=

追加費用
なしで
約500問

STEP
1

懸賞はがき
を用意

本誌巻末の懸賞はがきのシリアルナンバーをご用意ください。

STEP
2

アプリを
ダウンロード

App Store/Google Playから無料でインストールできます。

STEP
3

シリアルNo.
を入力

入力するとSA2027の全約500問が解けるようになります。

KEISATSU

KORON PASSPORT ☒

—— 昇任試験対策アプリ ——

➔ ダウンロード方法は次ページへ!

「KORON」実況書カード

アンケート項目			
Q1	() () () () () () () ()	() () () () () () () ()	() () () () () () () ()
Q2	() () () () () () () ()	() () () () () () () ()	() () () () () () () ()
Q3			
Q4			
Q5			

結果に「計りずる」を記入 → 登録 info@koronmagazine.jp

シリアル
ナンバー

登録したパスにこのシリアルナンバーを
記入し、**署名**欄にサインを記入してください

署名	
----	--

※このシリアルナンバーは必ずお持ちください

デジタルメンバーのメリット

- ・KORON MAGAZINEのデジタル版をいつでもどこでも読める
- ・KORON 100周年の記念期間には限定のデジタルメンバーが決定します。

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

※お申し込みは「KORONPASSPORT」の専用アンケートは、
QRコードでも可能です。

個人情報保護

でる順SA 2027

目次

法改正 & 新法特集

法改正 & 新法SA

001	サイバー危害防止措置執行官による措置【令和7年の警職法改正】	p18
002	不同意わいせつ罪【令和5年の刑法改正】	p19
003	不同意性交等罪【令和5年の刑法改正】	p20
004	16歳未満の者に対する面会要求等罪【令和5年の刑法改正】	p21
005	強盗・不同意性交等及び同致死の罪【令和5年の刑法改正】	p22
006	電子計算機損壊等公務執行妨害罪【令和7年の刑法改正】	p23
007	電磁的記録文書等偽造罪【令和7年の刑法改正】	p24
008	逮捕手続における個人特定事項秘匿措置【令和5年の刑訴法改正】	p25
009	逮捕手続における個人特定事項秘匿措置【令和5年の刑訴法改正】	p26
010	電磁的記録提供命令【令和7年の刑訴法改正】	p27
011	刑訴法【令和5年の改正】	p28
012	通信傍受法【令和7年の改正】	p29
013	性的姿態撮影等処罰法【令和5年の新法】	p30
014	大麻取締法及び麻向法【令和5年の改正】	p31
015	DV防止法【令和5年の改正】	p32
016	ストーカー規制法・DV防止法【令和7年の改正】	p33
017	風営法【令和7年の改正】	p34
018	銃刀法【令和6年の改正】	p35
019	銃刀法【令和6年の改正】	p36
020	鳥獣保護管理法【令和7年の改正】	p37
021	金属盗対策法【令和7年の新法】	p38
022	地域警察運営規則【令和6年の改正】	p39
023	犯罪収益移転防止法【令和8年の改正】	p40
024	自動車運転致死傷処罰法等【令和8年の改正】	p41
025	自動車運転致死傷処罰法等【令和8年の改正】	p42
026	特定小型原動機付自転車【令和4年の道交法改正】	p43
027	道交法【令和6年の改正】	p44
028	小型無人機等飛行禁止法【令和8年の改正】	p45
029	警護要則【令和4年の新設】	p46
030	入管法等【令和5年の改正】	p47
	法改正 & 新法ナビ	p48

常にでる

憲法

001	憲法の基本原理	p64
002	天皇の地位と権能	p65
003	天皇の国事行為	p66
004	基本的人権	p67
005	人権の分類	p68
006	人権の享有主体性	p69
007	外国人の人権	p70
008	公務員の地位と基本的人権	p71
009	肖像権と警察活動	p72
010	表現の自由	p73
011	人身の自由	p74
012	不当な抑留及び拘禁からの自由	p75
013	住居の不可侵	p76
014	被告人の権利	p77
015	黙秘権	p78
016	自白	p79
017	財産権	p80
018	受益権	p81
019	国民の義務	p82
020	国会	p83
021	国会議員の特権	p84
022	内閣	p85
023	内閣総理大臣の権限	p86
024	裁判所	p87
025	憲法改正	p88

行政法

001	警察の責務	p89
002	国家公安委員会	p90
003	都道府県公安委員会	p91
004	都道府県警察	p92
005	都道府県警察相互間の関係	p93
006	援助の要求	p94
007	管轄区域外における職権行使	p95
008	緊急事態の布告	p96
009	苦情申出制度	p97
010	職務質問	p98
011	所持品検査	p99
012	自動車検問	p100
013	任意同行	p101
014	凶器捜検	p102
015	保護	p103
016	避難等の措置	p104
017	犯罪の予防・制止	p105
018	立入り	p106
019	武器の使用	p107
020	武器の使用	p108

刑法

021	即時強制	p109
022	懲戒と分限	p110
023	地方公務員の服務	p111
024	地方公務員法における罰則	p112
025	国家賠償責任	p113
001	刑法の場所的適用範囲	p114
002	刑法の場所的適用範囲	p115
003	犯罪の成立要件	p116
004	罪刑法定主義	p117
005	身分犯	p118
006	不作為犯	p119
007	結果的加重犯	p120
008	未遂犯が処罰される犯罪	p121
009	因果関係	p122
010	違法性阻却事由	p123
011	正当防衛	p124
012	緊急避難	p125
013	責任能力	p126
014	過失犯	p127
015	目的犯	p128
016	錯誤	p129
017	事実の錯誤	p130
018	未遂	p131
019	中止犯	p132
020	共同正犯	p133
021	教唆犯	p134
022	幫助犯	p135
023	共犯の錯誤	p136
024	刑罰の種類と適用	p137
025	公務執行妨害罪	p138
026	公務執行妨害罪	p139
027	賄賂の罪	p140
028	賄賂の罪	p141
029	犯人蔵匿等罪	p142
030	往来を妨害する罪	p143
031	不正指令電磁的記録に関する罪	p144
032	放火の罪	p145
033	放火の罪	p146
034	文書偽造の罪	p147
035	文書偽造の罪	p148
036	暴行罪及び傷害罪	p149
037	傷害罪	p150
038	同時傷害の特例	p151
039	殺人の罪	p152
040	遺棄の罪	p153
041	逮捕・監禁罪	p154
042	脅迫罪	p155
043	略取・誘拐の罪	p156

044	住居侵入罪	p157
045	住居侵入罪	p158
046	業務妨害罪	p159
047	名誉毀損罪	p160
048	財産犯の客体	p161
049	不法領得の意思	p162
050	親族相盗例	p163
051	窃盗罪	p164
052	窃盗罪	p165
053	窃盗罪	p166
054	強盗罪	p167
055	事後強盗罪	p168
056	詐欺罪	p169
057	詐欺罪	p170
058	恐喝罪	p171
059	横領の罪	p172
060	横領の罪	p173
061	背任罪	p174
062	盗品等に関する罪	p175
063	事例と刑責	p176
064	事例と刑責	p177
065	罪数	p178

刑事訴訟法

001	司法警察員と司法巡査の権限	p179
002	司法警察員と司法巡査の権限	p180
003	司法警察職員と検察官の関係	p181
004	弁護人選任権者	p182
005	被疑者国選弁護制度	p183
006	接見交通権	p184
007	接見指定	p185
008	告訴・告発	p186
009	告訴・告発	p187
010	告訴不可分の原則	p188
011	自首	p189
012	検視	p190
013	任意捜査と強制捜査	p191
014	通常逮捕	p192
015	通常逮捕	p193
016	逮捕状の緊急執行	p194
017	逮捕状の緊急執行	p195
018	現行犯逮捕の要件	p196
019	現行犯逮捕	p197
020	準現行犯逮捕の要件	p198
021	準現行犯逮捕	p199
022	緊急逮捕	p200
023	緊急逮捕	p201
024	軽微事件の現行犯逮捕	p202
025	引致	p203
026	逮捕後の手続	p204

027	弁解録取手続	p205
028	被疑者の勾留	p206
029	同一事実による再逮捕	p207
030	令状による搜索・差押え	p208
031	令状による搜索・差押え	p209
032	搜索・差押えの実施	p210
033	搜索・差押えの実施	p211
034	搜索・差押えの範囲	p212
035	搜索・差押えの立会人	p213
036	搜索・差押え時における写真撮影	p214
037	搜索・差押えにおける必要な処分等	p215
038	搜索・差押えの夜間執行	p216
039	押収拒絶権者	p217
040	令状によらない搜索・差押え	p218
041	令状によらない搜索・差押え	p219
042	令状によらない搜索・差押え	p220
043	搜索・差押え全般	p221
044	押収物の保管・処分等	p222
045	検証	p223
046	身体検査	p224
047	鑑定	p225
048	鑑定及び身体検査	p226
049	検証及び実況見分	p227
050	必要な令状	p228
051	強制採尿・強制採血	p229
052	身体に対する令状による搜索・差押え・検証	p230
053	領置	p231
054	被疑者の取調べ	p232
055	取調べ全般	p233
056	送致・送付	p234
057	公訴時効	p235
058	公判前整理手続	p236
059	合意制度	p237
060	証拠	p238
061	証拠能力・証明力	p239
062	自白	p240
063	自白法則・自白の補強法則	p241
064	伝聞法則	p242
065	捜査書類の証拠能力	p243

総務・警務

001	ハラスメント	p244
002	地方公務員の服務	p245
003	懲戒処分と分限処分	p246
004	被疑者取調べ監督制度	p247
005	捜査費	p248
006	被留置者の護送	p249
007	拳銃の使用	p250
008	情報セキュリティ対策	p251
009	不正照会の絶無	p252

010	拾得物の受理	p253
011	ワークライフバランスの推進	p254
012	大規模災害発生時における健康管理	p255
013	犯罪被害給付制度	p256
014	苦情の処理	p257
015	相談業務	p258

生活安全

001	防犯活動の実施要領	p259
002	防犯ボランティア活動	p260
003	酒に酔っている者の保護	p261
004	行方不明者発見活動	p262
005	保護	p263
006	ストーカー規制法	p264
007	ストーカー事案に関する警察の対応	p265
008	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応	p266
009	児童虐待の行為態様	p267
010	児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応	p268
011	高齢者虐待事案への対応	p269
012	SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進	p270
013	人身安全関連事案への対応	p271
014	少年警察活動	p272
015	少年指導委員制度	p273
016	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施要領	p274
017	犯罪少年事件捜査	p275
018	福祉犯捜査	p276
019	児童買春禁止法	p277
020	AV出演被害防止に向けた各種対策	p278
021	銃刀法	p279
022	風俗営業の取締り	p280
023	接待飲食営業における広告・宣伝の取扱い	p281
024	風営法	p282
025	売春防止法と困難女性支援法	p283
026	生活経済事犯対策	p284
027	熊の出没に係る警察の対応	p285
028	犯罪下見活動への対応	p286
029	オンラインカジノに係る賭博事犯	p287
030	軽犯罪法違反の取締り	p288

地域

001	地域警察の任務	p289
002	交番・駐在所連絡協議会	p290
003	職務質問	p291
004	自動車検問	p292
005	巡回連絡	p293
006	警ら	p294
007	急訴事案発生時の措置	p295
008	無線機器の適正管理	p296
009	雑踏警備	p297
010	地域警察活動における殉職・受傷事故防止	p298

刑事

001	選挙違反取締り	p299
002	贈収賄事件	p300
003	捜査資料の管理	p301
004	窃盗事件捜査	p302
005	盗品等捜査	p303
006	薬物事犯の取締り	p304
007	大麻事犯の取締り	p305
008	性犯罪捜査	p306
009	証拠物件の適正な管理	p307
010	被疑者の取調べ	p308
011	取調べの録音・録画	p309
012	組織犯罪対策	p310
013	犯罪収益対策	p311
014	匿名・流動型犯罪グループ	p312
015	暴力団対策	p313
016	弁解録取	p314
017	被害届の受理	p315
018	告訴・告発の取扱い	p316
019	DNA型鑑定資料の採取	p317
020	証拠資料の採取	p318
021	現場保存	p319
022	現場観察	p320
023	誘拐又は誘拐の疑いのある事案等における対応	p321
024	面割捜査	p322
025	逮捕要領	p323
026	現場における初動措置	p324
027	暴力的要求行為の禁止等	p325
028	被疑者の公開捜査	p326
029	被害者連絡実施要領	p327
030	被害者等への対応要領	p328
031	犯罪手口制度	p329
032	組織的犯罪処罰法	p330
033	死体現象	p331
034	任意捜査	p332
035	搜索、押収の実施要領	p333

交通

001	点数制度によらない行政処分	p334
002	運転免許の効力の仮停止	p335
003	交通規制	p336
004	大規模災害発生時における交通規制	p337
005	交通反則通告制度	p338
006	適正な交通事故事件捜査	p339
007	ひき逃げ事件捜査	p340
008	適正な交通指導取締り	p341
009	道路使用許可	p342
010	高齢者講習等	p343
011	認知機能検査等	p344
012	高齢運転者対策	p345
013	飲酒運転周辺者三罪	p346

014	呼気検査と飲酒検知拒否罪	p347
015	安全運転管理者制度	p348
016	特定小型原動機付自転車等	p349
017	特定自動運行	p350
018	放置違反金制度	p351
019	緊急自動車の特例	p352
020	運転免許	p353

警 備

001	警備警察の意義	p354
002	警備情報活動	p355
003	警備犯罪の特徴	p356
004	治安警備実施	p357
005	日本共産党の基本的性格	p358
006	右派系市民グループ	p359
007	極左暴力集団	p360
008	大衆・労働運動	p361
009	オウム真理教	p362
010	重要防護施設に対する警戒警備	p363
011	災害発生時における広報	p364
012	災害警備活動	p365
013	災害対策基本法	p366
014	警護	p367
015	警衛	p368
016	在留カード等偽変造事犯の取締り	p369
017	対日有害活動	p370
018	経済安全保障に関する警察の取組	p371
019	国際テロ対策の強化	p372
020	国際テロ情勢	p373

サイバー

001	情報セキュリティ対策	p374
002	サイバー攻撃の情勢とその対策	p375
003	フィッシングサイトに対する官民連携の取組	p376
004	サイバー犯罪	p377
005	サイバー攻撃に関する用語	p378
006	サイバーテロ	p379
007	サイバー危害防止措置執行官による措置	p380
008	サイバー人材の確保・育成方針	p381
009	不正アクセス事犯捜査	p382
010	ランサムウェア対策	p383

よくでる

憲 法

026	基本的人権の限界	p386
027	法の下の平等	p387
028	思想・良心の自由	p388
029	信教の自由	p389
030	遡及処罰の禁止・一事不再理等	p390
031	経済的自由権	p391

032	社会権的基本権	p392
033	参政権	p393
034	地方自治	p394
035	条例	p395

行政法

026	現行犯人に関する職権行使	p396
027	行政処分	p397
028	権限の委任・代理	p398
029	地方自治	p399
030	行政強制	p400
031	行政不服審査法	p401
032	地方公務員の守秘義務	p402
033	懲戒処分	p403
034	条例	p404
035	行政事件訴訟法	p405

刑法

066	刑法の基本原則	p406
067	犯罪行為の形態	p407
068	正当防衛	p408
069	誤想防衛及び過剰防衛	p409
070	故意・過失	p410
071	原因において自由な行為	p411
072	間接正犯	p412
073	実行の着手と成立罪名	p413
074	共犯関係からの離脱	p414
075	予備罪	p415
076	不能犯	p416
077	不可罰的事後行為	p417
078	刑の加重・減輕・執行猶予	p418
079	観念的競合	p419
080	職務強要罪	p420
081	偽証罪	p421
082	証拠隠滅等罪	p422
083	証人等威迫罪	p423
084	虚偽告訴等罪	p424
085	特別公務員職権濫用罪及び特別公務員暴行陵虐罪	p425
086	通貨偽造の罪	p426
087	電磁的記録不正作出罪	p427
088	賭博の罪	p428
089	自殺関与罪及び同意殺人罪	p429
090	強要罪	p430
091	電子計算機損壊等業務妨害罪	p431
092	略取・誘拐及び人身売買の罪	p432
093	財産犯	p433
094	窃盗罪	p434
095	詐欺罪	p435
096	暴行の意義	p436
097	刑法理論	p437
098	事例と刑責	p438

刑事訴訟法

099	事例と刑責	p439
100	罪数	p440
066	司法警察員と司法巡査の権限	p441
067	接見交通権	p442
068	接見指定	p443
069	告訴・告発	p444
070	告訴不可分の原則	p445
071	自首・検視	p446
072	逮捕状の請求	p447
073	再逮捕	p448
074	私人による現行犯逮捕	p449
075	準現行犯逮捕	p450
076	緊急逮捕	p451
077	軽微事件の逮捕	p452
078	搜索差押許可状の請求	p453
079	電磁的記録に対する搜索・差押え	p454
080	リモートアクセスによる差押え	p455
081	別事件の証拠品を発見した場合の措置	p456
082	搜索・差押え終了後の措置	p457
083	押収物の還付・仮還付	p458
084	各種鑑定	p459
085	通信傍受	p460
086	命令状と許可状	p461
087	実況見分	p462
088	公務所等に対する照会	p463
089	取調べの録音・録画	p464
090	公訴	p465
091	即決裁判手続	p466
092	略式命令	p467
093	刑事免責制度	p468
094	伝聞例外	p469
095	証拠全般	p470
096	証拠の種類	p471
097	合意制度	p472
098	違法収集証拠の証拠能力	p473
099	裁判員制度	p474
100	裁判員裁判の対象事件	p475

総務・警務

016	警察署協議会	p476
017	指定被害者支援要員制度	p477
018	被留置者の健康状態の把握	p478
019	リハビリ・教養	p479
020	採用募集活動	p480

生活安全

031	安全安心まちづくり推進要綱	p481
032	警備業法	p482
033	探偵業法	p483
034	DV防止法	p484

	035	児童の一時保護開始の手続	p485
	036	児童相談所等との連携の強化	p486
	037	被害少年の状況に応じた保護活動	p487
	038	触法調査	p488
	039	人身取引事犯	p489
	040	ヤミ金融事犯	p490
地域	011	積極的な街頭活動	p491
	012	交番相談員	p492
	013	110 番映像通報システム	p493
刑事	036	仮装身分捜査	p494
	037	再被害防止要綱	p495
	038	コントロールド・デリバリー捜査	p496
	039	疑わしい取引に関する情報	p497
	040	重要凶悪事件に係る的確な捜査	p498
	041	遺留品捜査	p499
	042	構造的不正事件	p500
	043	取調べ状況報告書等	p501
	044	SNS型投資・ロマンス詐欺対策	p502
	045	領事官通報	p503
交通	021	ゾーン30	p504
	022	共同危険行為等の禁止	p505
	023	国際運転免許証等	p506
	024	交通物件事故の捜査	p507
	025	安全運転相談	p508
警備	021	日本赤軍及び「よど号」グループ	p509
	022	爆発物の原料に係る管理者対策	p510
	023	ローン・オフエンダー等対策	p511
	024	ドローンに関する基礎知識	p512
サイバー	011	情報技術解析部門で行う解析	p513
	012	レジデンシャルプロキシ	p514
	013	デジタル・フォレンジック	p515
	014	サイバー関連用語	p516
	015	サイバー関連用語	p517

法学ナビ

憲法	p520
行政法	p525
刑法	p531
刑事訴訟法	p539

法令略称一覧

え	AV出演被害救済法	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律
か	金属盗対策法	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
	議院証言法	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律
	行審法	行政不服審査法
	行訴法	行政事件訴訟法
	刑事収容施設法	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	警棒等規範	警察官等警棒等使用及び取扱い規範
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	小型無人機等飛行禁止法	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
	国賠法	国家賠償法
	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
	国公法	国家公務員法
	困難女性支援法	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
さ	災対法	災害対策基本法
	裁判員法	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
	児童買春禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
	自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法

	人身取引議定書	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書
	ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
	性的姿態撮影等処罰法	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
た	探偵業法	探偵業の業務の適正化に関する法律
	地公法	地方公務員法
	地自法	地方自治法
	鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	道交法	道路交通法
	取調べ監督規則	被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律
	犯罪被害者支援法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
	犯捜規	犯罪捜査規範
	ピッキング防止法	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	不正アクセス禁止法	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
	暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
ま	麻向法	麻薬及び向精神薬取締法
	民訴法	民事訴訟法
	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

でる順SA
2027

法改正 & 新法
特集

電磁的記録文書等偽造罪 【令和7年の刑法改正】

次は、いわゆる刑事デジタル法（令和7年5月23日に公布）により、刑法典に新設された電磁的記録文書等偽造罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 文書又は図画として表示されて行使されることとなる電磁的記録（電磁的記録文書等）を偽造する行為等を処罰するための構成要件（犯罪類型）が新設された。
- (2) 公文書等偽造等罪、虚偽公文書作成等罪、偽造公文書等行使罪、私文書偽造等罪及び偽造私文書等行使罪の客体に、文書又は図画に加えて、電磁的記録文書等が含まれることとなった。
- (3) 電磁的記録文書等偽造罪の各罪の構成要件は、基本的に、それらに対応する改正前の文書偽造等罪の各罪の構成要件と同様である。
- (4) 電磁的記録による逮捕状を無権限で作成した場合は、公電磁的記録文書等偽造等罪が成立する。
- (5) SNS上で投資実績を他人に示すために、著名人の名義を無断で使用し、特定の者に成りすまして、電磁的記録を作成する行為は、私電磁的記録文書等の無形偽造に当たるため、本改正後も電磁的記録文書等偽造罪は成立しない。

正解 (5)× 「私電磁的記録文書等の無形偽造に当たるため、本改正後も電磁的記録文書等偽造罪は成立しない」は誤り。枝文の行為は、有形偽造に当たるため、私電磁的記録文書等偽造罪が成立する。

解説 (1)電磁的記録（電子データ）は、可読性・可視性に欠け、文書偽造の罪の客体である「文書」又は「図画」（文書等）に該当しないし、モニター等に表示されたとしても、永続性の要件を満たさず、文書等に当たらないため、新たな構成要件を設ける必要が生じていた。(2)「電磁的記録文書等」とは、当該電磁的記録が電子計算機の映像面等に表示され、人の知覚によって認識することができる状態になったときに、文書等としての機能を果たすこととなる電磁的記録をいう。例えば、タブレットの画面に表示された文書がこれに当たる。(3)例えば、電磁的記録文書等偽造罪における「偽造」とは、電磁的記録文書等の名義人と作成者との間の人格の同一性を偽ることをいうと解されている。(4)電磁的記録による令状（電子令状）に係る刑訴法改正は令和9年3月31日までに施行される予定であるところ、施行後は、電子令状を偽造して悪用する事案が懸念されることなどが、本罪が新設された背景にある。

逮捕手続における個人特定事項 秘匿措置【令和5年の刑訴法改正】

次は、逮捕状に代わるものの交付請求についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「逮捕状に代わるもの」とは、逮捕状の被疑事実のうち、被害者等の個人特定事項が明らかにならないように記載されたものをいう。
- (2) 被害者の個人特定事項が被疑者に知られることによって、被害者の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがある場合等は、罪種を問わず、逮捕状に代わるものの交付請求が可能となる。
- (3) 逮捕状に代わるものの請求が可能となる対象事件として、不同意性交等の刑法犯や、性的姿態等撮影罪等の特別法の性犯罪が挙げられる。
- (4) 被害者以外の第三者についても、個人特定事項が被疑者に知られることにより、名誉等が著しく害されるおそれがある場合等については、被害者と同様に逮捕状に代わるものの交付請求が可能である。
- (5) 逮捕状に代わるものは、急速を要するときであっても、被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられていることを告げて逮捕を先行し、事後に提示する方法によることはできない。

正解 (5)× 刑訴法は、逮捕状に代わるものを所持しないためこれを示すことができない場合であって、急速を要するときは、被疑者に対し被疑事実の要旨（個人特定事項を秘匿した方法による）及び逮捕状が発せられている旨を告げて逮捕し、事後にできる限り速やかに当該逮捕状に代わるものを示すという、いわゆる緊急執行手続を認めている（同法201条の2第4項）。

解説 (1)「逮捕状に代わるもの」に記載すべき事項は、刑訴規則144条の2第1項により具体的に定められている。(2)刑訴法201条の2第1項1号ハは、罪種を問わず、個人特定事項が被疑者に知られることにより名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれなどのある被害者が認められる場合に、逮捕状に代わるものの交付請求を認めている。(3)刑訴法201条の2第1項1号イ、ロ。典型的に被害者保護が必要な事案である。(4)刑訴法201条の2第1項2号。検察官又は司法警察員は、特定の事件の被害者（同項1号）だけでなく、それ以外の者であっても、個人特定事項が被疑者に知られることで名誉や社会生活の平穩が著しく害されるおそれがある場合には、逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。

刑事訴訟法(電磁的記録提供命令)

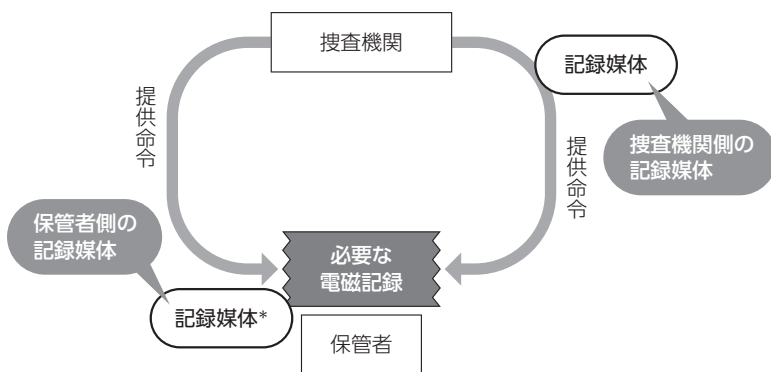
● 電磁的記録提供命令

従来、処分者が被処分者の下に赴いて記録媒体を差し押さえる必要があったため、処分者側・被処分者側の双方に負担が生じていた。



そこで

新たな強制処分として、有体物である記録媒体の差押えを介在させず、被処分者に対し、電磁的記録の提供を命じるという電磁的記録提供命令が新設された。



* 記録媒体とは、サーバ、ハードディスク、USBメモリ等を指す。

電磁的記録提供命令に係る令状は書面によるもののほか、電子令状も可能となるほか、電子令状の提示もオンラインで可能であるため、捜査機関及び被処分者の双方の人的・物的負担の軽減に資する。

電磁的記録提供命令は、媒体提出型とデータ提供型に分かれる（刑訴法102条の2第1項2号の提供命令は省略）。

媒体提出型とは >>>

必要な電磁的記録を、その保管者に対し、記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法（刑訴法102条の2第1項1号イ）*

* 従来の記録命令付差押えと比較すると、電磁的記録の記録された媒体の現実の移動を伴う点では共通するが、捜査機関による記録媒体の占有の剥奪ではなく、被処分者による占有の移転である点が異なる。なお、「記録」とはコピーのこと（複写元に元データが残る）、「移転」とは、移動のこと（複写元に元データは残らない）。

データ提供型とは >>>

必要な電磁的記録を、提供命令をする者の管理する記録媒体に、オンラインで記録させ又は移転させる方法（刑訴法102条の2第1項1号ロ）

ストーカー規制法

● 規制対象行為の追加

いわゆる「紛失防止タグ」は、これまで規制の対象外であったが、昨今、それを悪用して相手方の所在に関する情報を取得しようとするストーカー事案が増加



紛失防止タグの位置情報を取得する行為

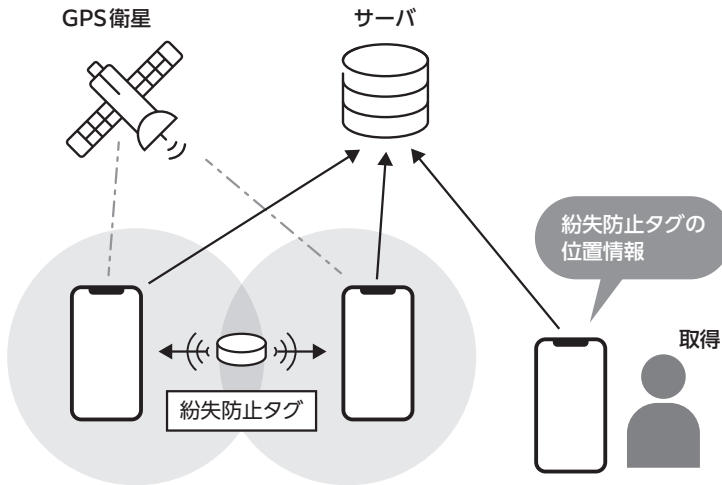
紛失防止タグを取り付ける行為等



「位置情報無承諾取得等」に追加し、禁止
(ストーカー規制法2Ⅲ②③、同法施行令3)

新たに「位置情報無承諾取得等」として規制対象となる行為の具体例

- ☐ 鞆にひそかに紛失防止タグを忍び込ませる
- ☐ 自動車にひそかに紛失防止タグを取り付ける
- ☐ 取り付けした紛失防止タグの位置情報を取得する



出典：警察庁ストーカー規制法 (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R03kaisei/index.html>)
をもとに株式会社立花書房が作成

でる順SA
2027

問題編

常にでる

次は、憲法の基本原理についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法の三大原則は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義である。
- (2) 憲法は、国民主権を実現する方法として直接民主制を採用しているが、これは国民が代表者を介さずに国家の意思を決定するというものである。
- (3) 憲法は、基本的人権について「公共の福祉」のために相当の制約を受けることがあることを明らかにしている。
- (4) 憲法は、思想及び良心の自由、学問の自由等のほか、社会権的基本権として、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、勤労の権利、労働基本権等を保障することとしているが、これらは全て旧憲法では規定されていなかったものである。
- (5) 憲法の基本原理に反するような内容の改正は、憲法改正という形式で行うものとしては、その限界を超えるものと一般的に考えられている。

正解 (2)× 「直接民主制を採用している」は誤り。国民主権とは、国民が国の最高意思決定主体であること、すなわち、国政の運営が国民の総意に従って行われなければならないことを意味する。憲法は、国民主権を実現する方法として、国民が代表を選任し、その代表を通じて国家の意思を決定するという間接民主制を採用している。

解説 (1)憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つを基本原理として成り立っている(憲法前文)。(3)日本国憲法は、全ての基本的人権に共通するものとして濫用の禁止と「公共の福祉」のために人権を利用する責任を明らかにし、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定め(憲法13条)、基本的人権について「公共の福祉」のために制限を加えることが許され得ることを明らかにしている。(4)憲法は、旧憲法では規定されていなかった思想及び良心の自由(憲法19条)、学問の自由(憲法23条)等、民主的社会の発展基盤ともいべき人権を保障しているほか、社会権的基本権として、生存権(憲法25条)、勤労の権利(憲法27条)、労働基本権(憲法28条)等を保障している。(5)憲法96条に定める手続によれば、いかなる内容の憲法改正でも行えるというわけではなく、憲法の基本原理である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の諸原理を否定するような改正は、憲法改正の限界を超えるため、憲法96条を根拠としては行い得ないとされる。

次は、天皇の地位と権能についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づくものである。
- (2) 天皇は、一般国民とは異なる特別な地位にあるところ、これについては国民主権原理の例外として認められている。
- (3) 内閣総理大臣と最高裁判所長官は、どちらも天皇が任命権を有するものであるが、前者は国会の指名、後者は内閣の指名に基づいて天皇が任命する。
- (4) 天皇の行為には、国事行為のほか、公式の外国訪問など、象徴としての地位に基づく公的行為があるが、これについても、内閣の包括的な責任の下に行われるものである。
- (5) 皇族は、皇室典範により皇位継承資格を有することとされるなど、天皇と近い関係にあるといえるため、一般国民と異なる特別の身分とされ、敬称を受け、皇族費を支給されるといった特権を有する。

正解 (2)× 「国民主権原理の例外」は誤り。天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく（憲法1条）。すなわち、天皇は、一般国民とは異なる特別な地位にあるが、これについては、国民全体の意思に基づいて憲法が自ら定めたものであり、国民主権原理に反しない。

解説 (1)憲法1条。なお、天皇は、憲法に定められた国事行為を行う権能のみを有し、国政に関する権能を有しない（憲法4条1項）。これは、象徴天皇制の意味するところを示したものである。(3)内閣総理大臣は、国会の指名に基づいて、天皇が任命するが（憲法6条1項）、最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて、天皇が任命する（同条2項）。(4)象徴としての地位に基づく公的行為には、国会の開会式にご臨席され、おことばを述べられること、公式の外国訪問、外国元首と晩餐会を開き、親書・親電を交換されることなどがある。天皇が政治的な責任を負わないよう、公的行為についても、内閣の包括的な責任の下に行われるものとされている。(5)皇室は、天皇、上皇及び皇族から構成されており、皇族であることは、皇位継承資格の一つである。皇族は、天皇とは異なり、象徴たる地位を有するものではないが、天皇と強い一体性を有する集団として憲法及び法律により一般国民と異なる特別の身分及び権利義務が与えられている。また、男子の婚姻について皇室会議の議を要するなど、私的な活動についての制限も加えられている。

でる順SA
2027

問題編

よくでる

次は、基本的人権の限界についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 基本的人権の保障は、他の人権や社会全体の利益を犠牲にするような絶対無制約なものではなく、原則として、全ての基本的人権には一定の制約が内在していると解されている。
- (2) 憲法12条における「濫用してはならない」という部分は、基本的人権の限界を端的に示したものであり、「公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とは、他の人権や社会的利益との衝突が生ずる場面では、一定の制約を甘受する責任を意味する。
- (3) 公共の福祉による制約の具体的な限界は、制約される権利の性質、制約により保護される利益、制約の手段等を総合考慮して決するものである。
- (4) 職業選択の自由は、国民が生活していく上での基本的な権利であるが、憲法上も「公共の福祉に反しない限り」と規定されているから、公共の福祉による制約を受けるものといえる。
- (5) 知る権利やプライバシー権のような新しい人権は、個別の人権保障規定において明示されているものではないから、明文で規定されている基本的人権とは異なり、公共の福祉により制限されない。

正解 (5)× 「公共の福祉により制限されない。」は誤り。知る権利やプライバシーの権利のような新しい人権についても、基本的人権である以上、公共の福祉による制約を受ける。

解説 (1)基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であるが(憲法11条)、これを絶対無制約なものとは仮定すると、人権相互の衝突や人権と社会的利益との衝突の場面においてトレードオフが生じることから、全ての基本的人権には一定の制約が内在していると解されている。(2)憲法12条。「濫用してはならない」とは、基本的人権が絶対無制約なものではないことを意味し、「公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とは、他の権利利益と衝突する場面において一定の制約を甘受しなければならないという意味である。(3)基本的人権に対する制約は、「公共の福祉」のための必要最小限度に限って許される。許される制約の程度については、飽くまで個々の具体的な問題ごとにその制約を加えることによって保護されるべき法益の大きさと制限される基本的人権の性質、制約の手段等を総合的に考慮した上で判断されることとなる。(4)憲法22条1項は、職業選択の自由について「公共の福祉に反しない限り」と規定している。したがって、職業選択の自由は、公共の福祉による制約を受けるものといえる。

次は、法の下平等についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法14条1項は、「全て国民は」と規定していることから、平等権の主体は、日本国民に限られ、平等権は、特段の事情の認められない限り、外国人には保障されない。
- (2) 憲法14条1項後段には、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」を理由とする差別の禁止が掲げられているが、その他の理由による差別も禁じられる。
- (3) 法の下平等における「法」には、慣習法のほか、行政機関の定立する命令や地方公共団体の条例も含まれる。
- (4) 就業規則において男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定めることは、専ら女子であることのみを理由として定年年齢を男子より低く定めたものである場合、性別のみによる不合理な差別であるといえる。
- (5) 宗教観や政治観などの信条を理由に賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをすることは許されない。

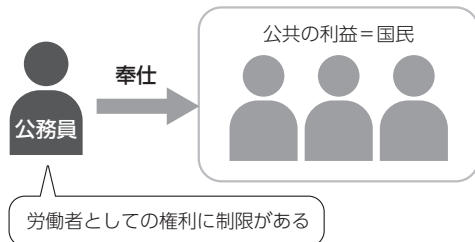
正解 (1)× 「外国人には保障されない」は誤り。日本国憲法の人権保障は、権利の性質上日本国民のみを対象とすると解されるものを除き外国人にも等しく及ぶ（最大判昭53.10.4）。平等権は個人の尊重（憲法13条）に由来し、人を等しく尊重すべき要請は国籍を問わず妥当するから、その性質上、外国人にも保障が及ぶ。

解説 (2)憲法14条1項後段の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」は、例示列举にすぎず、その他の理由による差別も禁じられる。(3)憲法14条1項の「法」とは、憲法や法律のみならず、命令や条例等も含めた一切の法規範をいうから、成文法のみならず、不文法である慣習法も含み、また、法律のみならず、命令や条例も含まれる。(4)男女の肉体的差異に基づいて女子を保護することは、必要最小限の範囲では平等原則に反しないが、男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める就業規則について、判例は、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに基づき、性別のみによる不合理な差別を定めたものとしている（最判昭56.3.24）。(5)就労関係においては、宗教的信念、人生観、世界観、政治観などの信条を理由に賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをすることは禁止される。

公務員の人権

● 公務員の憲法上の地位

15条2項
公務員は全体の奉仕者である→労働者であると同時に奉仕者



● 公務員の人権の制限

1 政治活動の自由

公務員の政治活動に対しては、合理的で必要やむを得ない限度の制限が加えられる（最大判昭49.11.6）。

例 国公法102条1項における「政治的行為」の禁止

2 労働基本権

憲法28条の労働基本権（団結権・団体交渉権・争議権）に対しても、必要やむを得ない限度の制限が加えられる（最大判昭48.4.25）。

特に争議権については、公務員がストライキを起こすと社会に対して重大な影響が生じるため、職種を問わず全面的に否定されている。

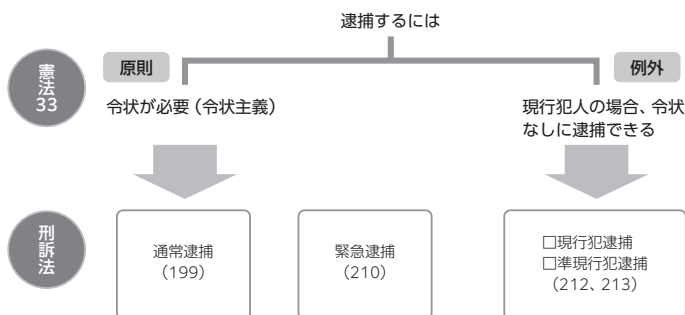
人身の自由(憲法31条、33条、34条)

● 法定手続の保障(憲法31条)

	刑事手続	刑事実体
法定	☐ 「刑事訴訟法」が定められている	☐ 罪刑法定主義
内容の適正	☐ 告知・聴聞の権利	☐ 刑罰法規の明確性 ☐ 罪刑の均衡 等

- 告知……刑罰を科される危険にさらされている者に対して、あらかじめ刑罰を科される理由や科される刑罰の内容を知らせること
- 聴聞……刑罰を科す前に、相手方に弁解の機会を与えること

● 不当に逮捕されない権利(憲法33条)



● 不当に抑留・拘禁されない権利(憲法34条)



※憲法には被疑者に対する国選弁護人依頼権の保障は含まれていない